

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和6年10月25日(2024.10.25)

【国際公開番号】WO2023/073942
【出願番号】特願2023-556047(P2023-556047)
【国際特許分類】
A 6 1 M 2 5 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)
【 F I 】
A 6 1 M 2 5 / 0 6 5 5 6

10

【手続補正書】
【提出日】令和6年10月17日(2024.10.17)
【手続補正1】
【補正対象書類名】特許請求の範囲
【補正対象項目名】全文
【補正方法】変更
【補正の内容】
【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

内腔を有するカテーテルとダイレータとを備え、組立状態において前記カテーテルの前記内腔に前記ダイレータが収容されるダイレータキットであって、

前記カテーテルは、前記組立状態において、

前記ダイレータとそれぞれ係合する先端側係合部及び基端側係合部を有し、

前記ダイレータは、前記組立状態において、

前記カテーテルの前記先端側係合部と係合する先端側被係合部と、

前記カテーテルの前記基端側係合部と係合する基端側被係合部と、を有し、

前記カテーテルと前記ダイレータとが分離した分離状態において、前記ダイレータの前記先端側被係合部と前記基端側被係合部との間の長さは、前記カテーテルの前記先端側係合部と前記基端側係合部との間の長さよりも長く、

30

前記カテーテルは、中空シャフト部を有し、

前記ダイレータは、長尺状の本体部を有し、

前記ダイレータの前記本体部には、先端側から基端側に向かって外径が徐々に拡大したテーパ部が設けられており、

前記組立状態において、前記中空シャフト部の先端部の内周面と、前記テーパ部の外周面とが係合することで、前記中空シャフト部の先端部の内周面は、前記先端側係合部として機能し、前記テーパ部の外周面は、前記先端側被係合部として機能し、

前記カテーテルの先端側開口から前記ダイレータの先端部を露出させる、ダイレータキット。

【請求項2】

40

請求項1に記載のダイレータキットであって、

前記組立状態における前記カテーテルの前記先端側係合部と前記基端側係合部との間の長さを第1長さとし、

前記分離状態における前記カテーテルの前記先端側係合部と前記基端側係合部との間の長さを第2長さとしたとき、

前記第1長さと前記第2長さとの差は、1mm以上かつ30mm以下の範囲内にある、ダイレータキット。

【請求項3】

請求項2に記載のダイレータキットであって、

前記第1長さと前記第2長さとの差は、5mm以上かつ15mm以下の範囲内にある、

50

ダイレータキット。

【請求項 4】

請求項 1 から請求項 3 のいずれか一項に記載のダイレータキットであって、
前記カテーテルの弾性率は、前記ダイレータの弾性率よりも小さい、ダイレータキット

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 のいずれか一項に記載のダイレータキットであって、
前記カテーテルは、さらに、前記中空シャフト部の基端部に設けられた第 1 コネクタを
有し、

前記ダイレータは、さらに、前記本体部の基端部に設けられた第 2 コネクタを有し、
前記組立状態において、前記第 1 コネクタの外周面と、前記第 2 コネクタの内周面とが
係合することで、前記第 1 コネクタの外周面は、前記基端側係合部として機能し、前記第
2 コネクタの内周面は、前記基端側被係合部として機能する、ダイレータキット。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載のダイレータキットであって、
前記カテーテルの前記中空シャフト部には、
外径と内径とが共に、先端側から基端側に向かって徐々に拡大した先端テーパ部と、
前記先端テーパ部よりも基端側に配置された略一定の外径を有する太径部と、が設け
られており、

前記中空シャフト部の縦断面において、
前記先端テーパ部の外周面と前記太径部の外周面とが成す鋭角を第 1 鋭角とし、
前記先端テーパ部の内周面と前記太径部の外周面とが成す鋭角を第 2 鋭角としたとき

前記第 1 鋭角は、前記第 2 鋭角よりも大きい、ダイレータキット。

10

20

30

40

50